

第14号様式（第8条関係）
（その1）

収 支 報 告 書

令和 6 年分

（ふ り が な）
1 政治団体の名称
（ か い づ し い し れ ん め い ）

海津市医師連盟

2 主たる事務所の所在地

岐阜県海津市海津町福江656-16

3 代表者の氏名

富成伸育

4 会計責任者の氏名

野村竜司

事務担当者の氏名
片野敏夫
(電話) 0584 - 53 - 7122
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☒ 無
☐ 有（この場合は以下を記入）
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで



(その2)

収 支 の 状 況

1 収 支 の 総 括 表

(全欄要記入)

収 入 総 額 -----			十億			百万	9	1	3	千	8	1	7	円
(前年からの繰越額) -----						2	9	2	3		5	9	4	
(本年の収入額) -----							9	9	0		2	2	3	
支 出 総 額 -----							6	3	7		4	8	0	
翌年への繰越額 -----						3	2	7	6		3	3	7	

2 収 入 項 目 別 金 額 の 内 訳

(1) 個人の負担する党費又は会費														
金 額 -----			十億			百万	8	1	0	千	0	0	0	円
員 数 -----												1	8	人

(2) 寄 附														
ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分					金 額					備 考				
(ア) 個 人 か ら の 寄 附							十億			百万			千	円
[う ち 特 定 寄 附]														0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附														0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附											1	8	0	0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)											1	8	0	0
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]														0
イ 政 党 匿 名 寄 附														0
合 計 (ア + イ)											1	8	0	0

(その6)

(6) その他の収入											
摘 要		金 額						備 考			
			十億		百万		千			円	
こ の 頁 の 小 計										0	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の								2	2	3	
合 計								2	2	3	

(注) 1件あたりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実ごとに、その金額を、年月日順に記載してください。

1件あたりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。

(その7-3)

(7) 寄附の内訳										寄 附 者 の 区 分			政 治 団 体	
寄 附 者 の 名 称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地			代表者の氏名	備考
岐阜県医師連盟		十億		百万	1	8	0	0	0	令和6年3月26日	岐阜県岐阜市歌田南三丁目5番11号			委員長 伊在井みどり
こ の 頁 の 小 計					1	8	0	0	0					
そ の 他 の 寄 附									0					
合 計					1	8	0	0	0					

(注) 同一の者からの寄附で、その寄附の合計金額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに各寄附として各欄に記載してください。
 年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載して差し支えありません。
 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみ記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額								備 考	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1	経 常 経 費		十億		百万		千		円			
(1)	人 件 費											
(2)	光 熱 水 費									← 様式(その14-1)の合計金額		
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費						7	4	8	0	← 様式(その14-2)の合計金額	
(4)	事 務 所 費									← 様式(その14-3)の合計金額		
小 計							7	4	8	0		
2	政 治 活 動 費											
(1)	組 織 活 動 費									← 様式(その15-1)の総合計金額		
(2)	選 挙 関 係 費									← 様式(その15-2)の総合計金額		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費									← ア～エの計		
	ア 機関紙誌の発行事業費									← 様式(その15-3)の総合計金額		
	イ 宣 伝 事 業 費									← 様式(その15-4)の総合計金額		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									← 様式(その15-5)の総合計金額		
	エ そ の 他 の 事 業 費									← 様式(その15-6)の総合計金額		
(4)	調 査 研 究 費									← 様式(その15-7)の総合計金額		
(5)	寄 附 ・ 交 付 金					6	3	0	0	0	0	← 様式(その15-8)の総合計金額
(6)	そ の 他 の 経 費									← 様式(その15-9)の総合計金額		
小 計						6	3	0	0	0	0	
合 計						6	3	7	4	8	0	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合、様式(その15-9)の支出項目の合計金額を「備考」欄に記載してください。

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合、様式(その16)の支出項目ごとの合計金額を「備考」欄に記載してください。

(その15-8)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 (5) 寄附・交付金 (負担金)					
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考				
	十億	百万	千	百	十	百	十	円	令和	年	月	日			
負担金			6	3	0	0	0	0	6	4	25		岐阜県医師会連盟 委員長 伊佐井 みどり	岐阜県岐阜市数田(南)三丁目5番11号	
この頁の小計			6	3	0	0	0	0							
その他の支出								0							
合 計			6	3	0	0	0	0							

(注) 1件あたりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出については、その支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所を、該当欄に記載してください。
これにより明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注)「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別表で、様式（その18）にその内訳を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ・ 領収書等の写し
- ・ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 5 日

政治団体の名称 海 津 市 医 師 連 盟

会計責任者の氏名 野 村 竜 司



（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。